

令和7年11月27日

食品表示の適正化に向けた年末一斉取締りについて

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

1. 実施時期：令和7年12月1日から同月31日
2. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項
 - （1）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化
 - （2）特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い
 - （3）原産地及び原料原産地名表示の適正化
3. 食品関連事業者等に対する啓発
 - （1）食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起
 - （2）遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発
 - （3）その他

本件に関する問合せ先

消費者庁食品表示課食品表示対策室

吉田、倉重

TEL : 03(3507)8800 (代表)

H P : <https://www.caa.go.jp/>

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

令和7年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る
年末一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条第1項の規定に基づき定められた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）第3の6に基づき、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、下記のとおり、監視指導等を実施するようお願いします。

実施計画の策定に当たっては、貴管轄下の実情に応じて実行可能な範囲で、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定める表示事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第7条第1項に定める事項に係るものに限る。）の遵守及び食品衛生法第20条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する監視指導を組み込んでいただくようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. 実施期間

令和7年12月1日（月）から12月31日（水）まで

ただし、都道府県等において、これ以外に期間を定めて年末一斉取締りを実施することは差し支えない。

2. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

- (1) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化
- (2) 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い
- (3) 原産地及び原料原産地名表示の適正化

3. 食品関連事業者等に対する啓発

- (1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起
- (2) 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発
- (3) その他

4. 実施にあたっての留意事項

別添1のとおり

5. 結果の報告

監視指導の結果については、別添2の記入要領に基づき別添3の様式により、令和8年2月27日（金）までに消費者庁食品表示課長宛て報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

消費者庁食品表示課食品表示対策室
担 当：吉田、倉重
電 話：03-3507-8800（代表）
（内線：2544、2601）

令和 7 年度食品衛生法等に基づく食品等の表示に係る
年末一斉取締りに関する留意事項

I 目的

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第 3 の 6 に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が実施する年末一斉取締りについては、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）による執行体制の下での食品等の表示の信頼性を確保することを目的として実施するものとする。

II 方法

販売施設を中心に、食品等の表示について点検し、食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（第 6 条第 8 項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 7 条第 1 項に定める事項に係るものに限る。）及び食品衛生法第 20 条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する違反の発見及び排除に努め、「都道府県等食品衛生監視指導計画」に基づき適切に立入検査及び収去検査を実施すること。

なお、実施に当たっては、以下の項目に留意して取り組むこと。

1. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

（1）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化

店内調理施設等で製造又は加工し容器包装に入れて販売する場合において、科学的・合理的な根拠に基づいた消費期限又は賞味期限を表示するなど、食品表示基準を遵守することは、食品の安全性や消費者の合理的な選択の機会の確保の観点から重要であるため、食品関連事業者等において表示事項が遵守されるよう、監視指導を徹底すること。

（2）特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い

特定原材料として新たに追加されたくるみについて、令和 7 年 3 月 31 日付けで経過措置期間が終了していることから、食品表示基準に定められた表示事項が遵守されるよう、食品関連事業者等に対し監視指導を徹底すること。

また、特定原材料に準ずるものであるカシューナッツについては、令和 6 年度「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」において令和 3 年度調査に続き症例数及び症例数に占める割合が増加していることを踏まえ、令和 7 年度中を目処に特定原材料へ移行する方向であることから、可能な限りアレルギー表示をするよう促すこと。

(3) 原産地及び原料原産地名表示の適正化

令和6年度における食品表示法に基づく指示・公表の実績は、国や都道府県等全体で29件となっており、そのうちの23件が原産地及び原料原産地名（以下「原産地等」という。）の表示違反となっているところ、事実と異なる原産地等を表示して販売する行為は、食品表示制度に対する消費者の信頼を揺るがしかねないことから、これらの被疑を確認した場合には、食品関連事業者等に対し監視指導を徹底すること。

2. 食品関連事業者等に対する啓発

(1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起

食品表示法に基づく自主回収については、運用を開始した令和3年6月1日から令和7年3月末までの届出状況の集計値を消費者庁ウェブサイトにおいて公表しており、令和6年度における届出件数の実績は、1,466件となっている。自主回収の主な発生原因として、スーパー等の販売業及び製造業のアレルゲン表示、期限表示及び保存方法の誤記載、表示漏れ等が大半を占めていることから、特にこれらの誤記載、表示漏れ等がないよう注意喚起すること。

その際、食品表示法に基づく自主回収の届出状況（運用開始（令和3年6月1日）～令和7年3月末時点）を活用すること。

また、令和7年5月13日付けで「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日消食表第80号）及び「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」（令和3年5月24日消食表第216号）の一部改正を通知したところ、併せて食品表示課から周知しているリーフレットも用いて改正の趣旨について食品関連事業者等への周知を図ること。

(2) 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発

食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品に関する表示制度については、これまでは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」など分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を任意で表示することが可能だった。しかしながら、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件については、大豆及びとうもろこしに対して遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を踏まえ、誤認防止、表示の正確性担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」旨の表示ができるのは、分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限定することを内容とした食品表示基準の改正が平成31年4月に行われ、令

和5年4月に施行されたところ。

なお、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えているものについては、消費者の選択幅を広げる観点だけでなく、分別生産流通管理を適切に実施してきた事業者の努力を消費者に伝える観点からも、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理した旨、例えば、「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示を可能とすることとしている。

本制度の改正について、遺伝子組換え表示制度パンフレットを活用するなどにより、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

(3) その他

機能性表示食品制度の見直しにより、届出者による健康被害の情報提供を義務化するとともに、制度に対する消費者の信頼性を高める措置として、錠剤・カプセル剤等食品の製造加工等におけるGMP基準の適用、表示事項の見直し等を措置したところであり、これら制度見直しの内容に関して食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

また、いわゆる「健康食品」の広告表示（ポップ等を含む）について、健康保持増進効果等の虚偽誇大な表示に対しては「食品として販売に供する物に関する健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」及び「食品として販売に供する物に関する健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」に沿って、違反を確認した際は地方厚生局に報告し連携を図ること。

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を踏まえて、食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づく期限及び安全係数の設定を自ら考えて行うよう食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

食物アレルギーに関する情報提供の重要性について、より広く事業者等に認知いただき、外食・中食事業者には対応可能な範囲で取組を推進してもらうため、「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材」を活用して、事業者等に対して可能な限りより一層の周知啓発を図ること。

消費者庁ウェブサイトに掲載している食品表示基準の内容とともに、製造所固有記号の届出ルールについても、十分な啓発を行うこと。

III 処分等

1. 立入検査、収去検査等の結果、食品表示法をはじめとした関係法令等に違反する事実が認められた場合は遅滞なく厳正な処分を行うとともに、その他必要な措置を講ずること。その際、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の表示違反については書面にて改善指導を行い、具体的な違反内容や指導内容等の立入検査結果の記録を適切に行うこと。さらに、改善指導の内容が確実に実施されるよう、後日速やかに現地確認

を行いその記録を適切に行うこと。

また、食品種類別の検査品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うこと。

2. 立入検査において、事実関係の確認が必要な場合には、当該事業者に対して、必要に応じて、食品表示法第 8 条又は食品衛生法第 28 条の規定に基づき、報告徴収、質問及び収去を行うこと。

また、当該報告について虚偽の報告がなされたことが判明した場合や検査を拒んだ場合などは、食品表示法第 21 条又は食品衛生法第 85 条に照らして厳正に対処すること。

3. 食品表示基準及び食品衛生法第 20 条（虚偽表示等の禁止）の違反等に係る悪質な事例については、刑事告発も含めた必要な措置を講ずること。

4. 必要に応じ、「食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針」、「食品表示法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等の指針」及び「食品衛生法第 63 条に基づく法違反者等の名称等の公表について」も踏まえ、違反業者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めること。

5. 表示違反のある食品の製造所所在地が他の都道府県等にある場合（輸入食品等の違反を発見し、輸入者が他の都道府県等に所在する場合を含む。）には、直ちに当該都道府県等へその調査結果及び措置について通報し、その事後措置等についても相互の連絡を密にして対応するとともに、通報を行った内容、日時等について適切に記録すること。また、表示違反のある食品が他の都道府県等において販売されている事実が判明した場合も同様の措置を講ずること。

6. 景品表示法等の他法令に違反する表示を発見した場合は、直ちに関係行政機関に対し情報提供を行うとともに、情報提供を行った内容、日時等について適切に記録すること。

7. 一般消費者等から提供を受けた疑義情報については、その事実確認等を行った上で、現地確認を迅速に行うとともに、他の都道府県等や関係行政機関へ回付すべき情報についても、迅速に回付すること。さらに、これらの対応について、適切に記録すること。

8. 食品表示基準又は食品衛生法第 20 条の規定に違反する食品等に関する事案であって、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する場合には、「食品衛生法第 19 条及び第 20 条に違反する事例の報告について」に沿って、消費者庁消費者安全課へ通知を行うこと。

IV 結果の報告

監視指導の結果については、別添 2 の記入要領に基づき、別添 3 の様式により令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、消費者庁食品表示課長宛てに、メールで報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

メールアドレス：g.shokuhytai@caa.go.jp

V その他

本留意事項は、年末一斉取締りの実施に当たっての基本的事項のみを示しているため、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、適宜事項を追加して実施して差し支えない。

また、監視指導に当たっては、関係部局への情報提供や連携を十分に確保し、必要に応じて消費者庁その他の関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施すること。特に、食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施すること。

【参考情報】 関連通知、ホームページ等

アレルギーを含む食品	「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号、最終改正：令和 7 年 8 月 25 日付け消食表第 289 号）の「別添 アレルギーを含む食品に関する表示」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_250328_1025.pdf
外食・中食における食物アレルギー	「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号、令和 3 年度一部改正） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010380&dataType=0&pageNo=1 「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について（協力依頼）」（令和 5 年 3 月 23 日付け消食表第 129 号及び 4 新食第 2930 号） （参考）外食・中食に係る啓発資材一式 ①ポスター https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_01.pdf ②リーフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_02.pdf ③外食・中食事業者向けパンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_04.pdf ④消費者向けパンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_02.pdf
期限表示	「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号別添） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6124&dataType=1&pageNo=1 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（令和 7 年 3 月 28 日付け公表（「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）別添） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_250328_1029.pdf

食品添加物	「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号、最終改正：令和 7 年 8 月 25 日付け消食表第 289 号）の「別添 添加物 1-6 容器包装に入れないで販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms204_250825_01.pdf
保健機能食品	「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（平成 28 年 1 月 8 日付け消食表第 5 号、最終改正：令和 6 年 12 月 10 日付け消食表第 1080 号）の「表示の適正化について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_20250801_01.pdf
	「特定保健用食品の表示許可等について」（平成 26 年 10 月 30 日付け消食表第 259 号、最終改正：令和 7 年 4 月 23 日付け消食表第 357 号）の「別添 1 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_20250423_01.pdf
特別用途食品（特定保健用食品を除く）	「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年 9 月 9 日付け消食表第 296 号、最終改正：令和 6 年 12 月 10 日付け消食表 1028 号）の「別添 1 特別用途の食品表示許可基準」及び「別添 3 特別用途食品の取扱い及び指導要領」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_241210_08.pdf https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_241210_10.pdf
	「特別用途食品に関する質疑応答集について」（平成 31 年 3 月 26 日付け消食表第 105 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日付け消食表第 513 号）の「表示の適正化について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_250630_11.pdf
	「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（令和 5 年 5 月 19 日付け消食表第 245 号、最終改正：令和 6 年 12 月 10 日付け消食表第 1078 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_241210_20.pdf

健康食品の 虚偽誇大表 示等	「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」（平成15年8月29日付け薬食発第0829007号、最終改正：令和2年4月1日付け消表対第431号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0003.pdf
	「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」（平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号、最終改正：令和2年4月1日付け消表対第433号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0005.pdf
	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日消費者庁公表、令和4年12月5日一部改定） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_241001_01.pdf
	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）」（平成28年6月30日公表、令和4年12月5日一部改定） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf
指定成分等 含有食品	プエラリア・ミリフィカ等、特別の注意を要する成分等を含む食品（指定成分等含有食品）等に係る食品表示基準の施行について（令和2年6月1日） https://www.caa.go.jp/notice/entry/020134/
遺伝子組換 え食品	遺伝子組換え表示制度パンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling_cms201_240401_02.pdf
魚介類及び その加工品	「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成13年6月7日付け食発第170号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6135&dataType=1&pageNo=1
卵及びその 加工品	「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成10年11月25日付け生衛発第1674号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5686&dataType=1&pageNo=1

	「鶏卵の適正な期限表示の設定等について」（平成 16 年 1 月 30 日付け食安監発第 0130002 号）
生食用食肉	「生食用食肉等の安全性確保について」（平成 10 年 9 月 11 日付け生衛発第 1358 号、最終改正：平成 13 年 5 月 24 日付け食発第 157 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5931&dataType=1&pageNo=1 （生食用馬肉が対象） 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成 23 年 9 月 12 日付け食安発 0912 第 7 号） https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/110916_01.pdf （生食用牛肉（内臓を除く）が対象） 「食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について」（平成 23 年 9 月 22 日付け消食表第 402 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/notice/pdf/syokuhin708.pdf
鶏肉（カンピロバクター）	「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成 29 年 3 月 31 日付け生食監発 0331 第 3 号及び消食表第 193 号） https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000159937.pdf （啓発パンフレット：鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために） https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labelingcms203_250610_03.pdf
ハチミツ（乳児ボツリヌス病）	「乳児ボツリヌス症の予防対策について」（昭和 62 年 10 月 20 日付け健医感第 71 号、衛食第 170 号、衛乳第 53 号及び児母衛第 29 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4902&dataType=1&pageNo=1 （啓発パンフレット：ハチミツ及びハチミツを含む食品には「1 歳未満の乳児には与えないで下さい。」とわかりやすい表示が必要です。） https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labelingcms203_241011_01.pdf
容器包装詰低酸性食品	（啓発パンフレット：容器包装詰低酸性食品でボツリヌス食中毒を発生させないために） https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labelingcms203_240517_01.pdf

食品表示法に基づく自主回収の届出	食品表示法に基づく自主回収の届出状況 (運用開始(令和3年6月1日)～令和7年3月末時点) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_250428_01.pdf
	「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」の一部改正について(令和7年5月13日付け消食表第372号) 「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」の一部改正について(令和7年5月13日付け消食表第379号)
	自主回収の届出を食品関連事業者等に周知しているリーフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001#amendment_005
製造所固有記号	製造所固有記号制度について https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_cms204_200928_01.pdf
処分・公表	「食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」(平成27年3月20日付け消食表第103号、課酒5-8及び26消安第6411号) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin1.pdf
	「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」(平成27年3月20日付け消食表第109号) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin2.pdf
	食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について(平成18年5月29日付け食安発第0529004号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3104&dataType=1&pageNo=1
	「食品衛生法第19条及び第20条に違反する事例の報告について」(平成21年11月2日付け事務連絡)
消費者庁ウェブサイト	消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/